

兵庫労働局発表
平成21年8月27日

担 当	労働基準部労働衛生課 労働衛生課長 井上 寿洋 広報担当 課長補佐 下久保 和範
	電話 078 - 367 - 9153 FAX 078 - 367 - 9166

平成 21 年度「全国労働衛生週間」の実施と 兵庫労働局の取組みについて

「全国労働衛生週間」は、労働衛生に関する国民の意識を高揚し、さらに、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じての労働者の健康の確保と快適な職場環境の形成を目的として昭和 25 年から実施されており、本年で 60 回目を迎える。

毎年、10 月 1 日から 10 月 7 日までを本週間とし、9 月 1 日から 9 月 30 日までを準備期間としている。

本年は、

「トップが決意 みんながつくる 心の健康・明るい職場」

をスローガンとして、事業場における労働衛生意識の高揚と自主的な労働衛生管理活動の推進を求めている。

兵庫労働局においても、県内事業場に対し、この週間の趣旨の周知を図るとともに、「労働衛生週間」を含む 10 月の 1 ヶ月間を「快適職場・健康づくり推進月間」に定め、事業者をはじめ関係者が、この要綱において重点事項として示した取組みに各職場において積極的に取り組むよう求めることとしている。

また、9 月 16 日（水）には、（社）兵庫労働基準連合会及び兵庫快適職場推進センターの共催による「兵庫快適職場・健康づくり推進大会」の開催が中央労働センターにて予定されている。

参考資料

- 1 平成 21 年度全国労働衛生週間実施要綱
- 2 平成 21 年度快適職場・健康づくり推進月間実施要綱
- 3 兵庫県下における労働衛生の現状

平成21年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年で第60回を迎える。この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保等に大きな役割を果たしてきたところである。

我が国における昨年の業務上疾病による被災者は8,874人であり、平成16年以降増加している。

また、一般定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は増加を続けており、平成20年は51.3%に上っている。さらに、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合は約6割に上っている。

このような状況の下、第11次の労働災害防止計画の2年目として、労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること等を目標に、危険性又は有害性等の調査等の促進、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進、メンタルヘルス対策の推進、快適職場づくり対策の推進、粉じん障害の防止、化学物質による健康障害の防止等を重点対策とし、関係者が着実に取り組み、労働者の健康の確保及び快適職場の形成促進を図ることが必要である。

特に、メンタルヘルス対策については、仕事の質・量、職場の人間関係等の変化、労働者の孤立等により心の健康問題を抱える労働者の増加が危惧されていること等を背景に、より一層の対策の推進が必要であるが、このためには、企業や事業場のトップの強い決意とリーダーシップのもと、労働者、管理監督者、産業保健スタッフ等がそれぞれの役割と責任を認識し、組織的かつ積極的に取り組み、労働者の心の健康が確保された明るい職場をみんなで実現していくことが重要である。

このような観点から、本年度は、

「トップが決意 みんながつくる 心の健康・明るい職場」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2 スローガン

「トップが決意 みんながつくる 心の健康・明るい職場」

3 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、本週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会及び鉱業労働災害防止協会

6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7 実施者

各事業場

8 主唱者、協賛者の実施事項

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項についての指導援助
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等の実施

9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼すること。

10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

(1) 本週間中に実施する事項

- ア 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- イ 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ウ 労働衛生に関する展示会、講習会、研究会、討論会、見学会等の開催
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- カ 労働衛生に関する図画、作文、写真、標語等の掲示
- キ その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図る。

- ア 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進

- (ア) 企業及び事業者のトップによるメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明
 - (イ) 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定
 - (ウ) セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケアの推進に関する教育研修・情報提供
 - (エ) 職場環境等の評価と改善、メンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
 - (オ) 自殺予防週間（9月10日～9月16日）等をとらえた職場における自殺対策への積極的な取組の実施
- イ 労働衛生管理体制の確立と労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化
- (ア) 事業者による労働衛生管理体制に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
 - (イ) 労働者の健康管理等に関する知識について必要な要件を備えた産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
 - (ウ) 衛生委員会の開催とその活動の活性化
 - (エ) 作業主任者の選任と職務の励行
 - (オ) 現場管理者の職務権限の確立
 - (カ) 労働衛生管理に関する規定の点検、整備・充実
 - (キ) 労働衛生管理に関する情報伝達ルートの確立
 - (ク) 労働衛生関係情報の収集・整理及び周知
- ウ 作業環境管理の推進
- (ア) 有害なガス、蒸気、粉じん、騒音等の有害要因に労働者がさらされる屋内外の作業場及び酸素欠乏危険場所における作業環境測定の実施及びその結果に基づく作業環境の改善
 - (イ) 管理濃度等に対応した作業環境管理の推進
 - (ウ) 局所排気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置、遮へい設備等の適正な設置及び稼働並びに検査及び点検の実施の徹底
 - (エ) 粉じん作業場所等健康障害のおそれのある場所の清掃及び清潔の保持の徹底
 - (オ) 換気、採光、照明等の状態の点検及び改善
- エ 作業管理の推進
- (ア) 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
 - (イ) 作業の動作、姿勢、速度、継続時間等の作業方法の調査、分析及びその結果に基づく作業方法の改善
 - (ウ) 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
 - (エ) 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
 - (オ) 休憩、休養設備の点検、整備・充実
- オ 健康管理の推進
- (ア) 健康診断の実施と健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針による就業上の措置の徹底

(イ) 一般健康診断結果に基づき必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施

(ウ) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき医療保険者が行う措置との連携

(エ) 小規模事業場における地域産業保健センターの活用

カ 労働衛生教育の推進

(ア) 雇入時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底

(イ) 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施

キ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき必要な措置の推進

ク 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進

(ア) 時間外・休日労働の削減及び年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

(イ) 健康管理体制の整備、健康診断の実施等

(ウ) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施

ケ 粉じん障害防止対策の徹底

第7次粉じん障害防止総合対策に基づき粉じん障害防止総合対策推進強化月間としての次の事項を重点とした取組の推進

(ア) 対策が充実されないう道等建設工事における粉じん障害防止対策

(イ) アーク溶接作業、金属等の研ま作業等に係る粉じん障害防止対策

(ウ) 離職後の健康管理

コ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進

(ア) 作業標準の策定

(イ) 作業場所、通路、階段、機械類等の形状が明確に分かる適切な照度の確保

(ウ) 介護作業等については、適切な介護設備、機器の導入の検討

サ 電離放射線障害防止対策の徹底

シ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づき騒音障害防止対策の徹底

ス 振動障害総合対策要綱に基づき振動障害防止対策の徹底

セ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進

ソ 化学物質の管理の推進

(ア) 化学物質等による危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき措置の実施等を始めとする自律的管理の推進

(イ) 化学物質のばく露防止、作業主任者の選任、人体に及ぼす影響・取扱い上の注意事項等の掲示、漏えい・発散防止等適切な管理の推進

(ウ) 化学物質等安全データシート（MSDS）による化学物質等の危険有害性等に関する情報の提供及び活用

(エ) 建設業、製造業における有機溶剤中毒の防止

(オ) 建設業、製造業等における一酸化炭素中毒の防止

(カ) ダイオキシン類による健康障害防止のための対策要綱に基づきダイオキシン類ば

く 露防止措置の実施

(キ) 職域における屋内空気中のホルムアルデヒド濃度低減のためのガイドラインに基づく措置の実施

(ク) 化学物質による眼・皮膚障害防止のための保護具の着用等の徹底

(ケ) 化学設備等の改造、修理等の作業における中毒等の防止のための工事発注者と請負業者との連携等の実施

タ 石綿障害予防対策の徹底

(ア) 建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底

(イ) 吹き付け石綿の損傷等による石綿ばく露防止対策の徹底

(ウ) 石綿製品の全面禁止の徹底

(エ) 例外的に禁止が猶予された石綿製品の非石綿製品への代替化の推進

(オ) 離職後の健康管理の推進

チ 心とからだの健康づくり（THP）の継続的かつ計画的な実施のための体制の整備・充実

ツ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進

テ 職場における喫煙対策のためのガイドラインに沿った有効な喫煙室の設置等の対策の推進

ト 職場における新型インフルエンザ等対策の徹底

ナ 職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取組の促進

ニ 職場におけるエイズ問題に関するガイドラインに基づくエイズ問題の自主的な取組

ヌ その他

(ア) 清潔保持のための洗身、手洗い等の設備の整備・充実

(イ) 労働衛生標識等の整備

(ウ) 工場の緑化美化運動の推進

(エ) 家庭における健康に関する知識の普及

(オ) 新健康フロンティア戦略の普及

平成21年度 快適職場・健康づくり推進月間実施要綱

兵庫労働局

第1 趣旨

近年の産業構造の変化、高齢化の進展等労働者を取り巻く環境が変化する中で、一般定期健康診断の結果、脳・心臓疾患につながる所見を始めとして何らかの所見を有する労働者の割合が5割に達し、さらにはメタボリックシンドロームの因子をかかえる労働者が増加している。

また、現下の厳しい経済情勢の中で、仕事や職場生活に関する強い不安、悩み及びストレスを感じる労働者の割合は6割を超えており、業務によるストレスなどにより精神障害を発症する事案が増加している。

さらに、高年齢労働者の割合が増加し、加齢に伴う疾病や労働災害の防止も重要な課題となってきた。

このような状況を踏まえ、各事業場においては労働者の心身両面にわたる総合的な健康保持増進活動（心とからだの健康づくり。以下、「THP」という。）と働きやすい快適な職場環境の実現に対する積極的な取り組みが求められている。

このため、兵庫労働局では、全国労働衛生週間の期間を含む10月の1か月間を「快適職場・健康づくり推進月間」として設定し、事業者を含む関係者が一体となって、次の取り組みを集中的に推進することとする。

- 1 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年9月1日付け健康保持増進のための指針公示第1号。以下、「THP 指針」という。）及び「兵庫働くひとのステップアップ健康づくり指針」（平成11年9月17日付け兵庫労働基準局策定。以下、「ステップアップ5」という。）に基づくTHPの推進
- 2 「事業者が講ずべき快適な職場環境を形成するための措置に関する指針」（平成4年7月1日付け労働省告示第59号。以下、「快適職場指針」という。）に基づく快適な職場環境の形成促進

第2 実施期間

平成21年10月1日から平成21年10月31日までとする。

ただし、「兵庫快適職場・健康づくり推進大会」が9月16日に開催されることとなったため、この日も含めることとする。

第3 主唱者・協賛団体

(1) 主唱者

兵庫労働局

県下各労働基準監督署

(2) 協賛団体

社団法人 兵庫労働基準連合会

兵庫快適職場推進センター

独立行政法人 労働者健康福祉機構 兵庫産業保健推進センター

兵庫 THP 推進機関協議会

第4 重点目標及び実施事項

[健康づくり関係]

1 重点目標

- (1) 「THP 指針」に基づいた内容の計画的な実施を図ること。
- (2) 労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を基に策定した「ステップアップ5」の周知と普及促進を図ること。
- (3) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成18年3月31日付け基発第0331001号。以下、「メンタルヘルス指針」という。)の周知を中心に、事業場におけるメンタルヘルス対策の推進を図ること。
- (4) 法定健康診断の完全実施とその健康診断結果に基づく労働者への適切な事後措置の実施を図ること。
- (5) スタッフの養成等も含めた健康づくり推進体制の確立を図ること。
- (6) 「兵庫快適職場・健康づくり推進大会」へ積極的に参加すること。

2 局が実施する事項

- (1) 関係労働災害防止団体等に対し、本要綱に基づく実施事項について要請を行うこと。
- (2) 本月間について各種広報により周知を図ること。
- (3) 社団法人 兵庫労働基準連合会、関係労働災害防止団体及び関係事業者団体等が取り組む本月間の実施事項について指導援助を行うこと。
- (4) 「ステップアップ5」を広報周知し、各事業場への普及を図ること。
- (5) 「メンタルヘルス指針」の広報周知とその普及を進めること。
- (6) 「メンタルヘルス対策支援事業」の広報及び支援を行うこと。
- (7) 「メンタルヘルス不調者等の労働者に対する相談機関による相談促進事業」の周知を図ること。
- (8) 兵庫 THP 推進機関協議会の活動に協力し、支援すること。
- (9) 「兵庫快適職場・健康づくり推進大会」を実施すること。

3 署が実施する事項

- (1) 本月間について各種広報により周知を図ること。
- (2) 集団指導等あらゆる機会を捉えて、「THP 指針」、「ステップアップ5」及び「メンタルヘルス指針」の周知を図ること。
- (3) 「メンタルヘルス対策支援事業」について広報を行うこと。
- (4) 「メンタルヘルス不調者等の労働者に対する相談機関による相談促進事業」の周知を図ること。
- (5) 管轄地域内の産業保健団体(医師会等)、事業者団体、THP サービス機関ないし指導機関及び地域産業保健センターを構成員とする「地区健康づくり推進会議」を開催すること。
- (6) 各事業場の法定健康診断の実施状況の把握に努め、事業場に健康診断未実施等の違反を認めた場合は確実に是正を行わせるとともに、必要に応じ地域産業保健センターや兵庫産業保健推進センターの積極的な利用勧奨を図ること。

- (7) 地区労働基準協会、関係労働災害防止団体、関係事業者団体等が行う実施事項について指導援助すること。
- (8) 「兵庫快適職場・健康づくり推進大会」を支援すること。

4 関係労働災害防止団体等が実施する事項

- (1) 本月間の趣旨及び実施事項について、会員事業場に周知すること。
- (2) 「THP 指針」、「ステップアップ5」及び「メンタルヘルス指針」について、会員事業場への周知広報及びその普及に努めること。
- (3) 「メンタルヘルス対策支援事業」について、会員事業場への周知広報を図ること。
- (4) 健康保持増進のための研修会の開催に努めること。
- (5) 各「地区健康づくり推進会議」の構成員たる団体においては、同推進会議に積極的に参加及び協力すること。
- (6) 「兵庫快適職場・健康づくり推進大会」を支援すること。

5 事業者が実施する事項

- (1) 事業場全体や職場規模単位の健康づくり計画を策定すること。また、既に策定済の計画については、その計画の進捗状況を確認して必要な見直し及び改善を図ること。
- (2) 法定健康診断を完全に実施すること。また、その結果に基づく有所見者への事後措置の徹底を図ること。
- (3) 事業場の実情に応じて実施可能な運動等による健康づくりの実践活動（例えば、ウォーキング運動や職場体操）や腰痛予防対策等に取り組むこと。
- (4) 事業場における健康づくり専門委員会の設置を進める等、健康保持増進体制を確立すること。
- (5) 継続的な THP 推進のために必要な人材の確保や設備の整備を図ること。
- (6) 健康教育、健康相談及びこころの相談（ストレス対策としての心理相談）等の制度的な実施を図ること。
- (7) 「メンタルヘルス指針」に基づくメンタルヘルスケアの実施を図ること。また、「メンタルヘルス対策支援事業」の内容等についての理解に努めること。
- (8) 「ステップアップ5」に基づく事業場の健康づくり活動状況の数値評価・段階評価を試みること。
- (9) 「兵庫快適職場・健康づくり推進大会」及び上記関係労働災害防止団体等が実施する研修会やセミナー等の健康づくりのための行事に参加するほか、その他自主的な企画に努めること。

[快適職場づくり関係]

1 重点目標

- (1) 「快適職場指針」に基づき次の事項について職場環境を見直し、その結果に基づいて快適職場推進計画を作成すること。
 - ① 作業場所における空気環境、温度、照明、騒音等作業環境の快適な状態の維持管理
 - ② 不自然な姿勢での作業の改善等作業方法の改善
 - ③ 休憩室等の心身の疲労の回復を図るための施設・設備の設置
 - ④ 洗面所、更衣室等の職場生活において必要となる施設・設備の使用に際しての快適な状態の維持管理
- (2) 快適職場推進計画に基づく改善を図ること。
- (3) 特に、継続事業における快適職場推進計画の積極的な認定申請を図ること。
- (4) 「兵庫快適職場・健康づくり推進大会」へ積極的に参加すること。

2 局が実施する事項

- (1) 兵庫快適職場推進センター及び関係労働災害防止団体等に対し、本要綱に基づく実施事項について要請を行うこと。
- (2) 本月間について各種広報により周知を図ること。
- (3) 関係労働災害防止団体、関係事業者団体等が行う実施事項について指導援助を行うこと。
- (4) 快適職場推進計画認定申請について、「快適職場指針」に照合した認定審査を行うこと。
- (5) 特に継続事業における快適職場推進計画の積極的な認定申請の啓発及び支援を行うこと。
- (6) 「兵庫快適職場・健康づくり推進大会」を実施すること。

3 署が実施する事項

- (1) 本月間について各種広報により周知を図ること。
- (2) 集団指導等により「快適職場指針」の周知徹底を図ること。
- (3) 地区労働基準協会、関係労働災害防止団体及び関係事業者団体等が行う実施事項について指導援助すること。
- (4) 特に継続事業における快適職場推進計画の積極的な認定申請の啓発を図ること。
- (5) 「兵庫快適職場・健康づくり推進大会」を支援すること。

4 関係労働災害防止団体等が実施する事項

- (1) 本月間及び「快適職場指針」について会員事業場に周知を図ること。
- (2) 快適職場の形成促進のための研修会、セミナー等を開催すること。
- (3) 特に、継続事業における快適職場推進計画の積極的な認定申請を、会員事業場に呼びかけること。
- (4) 兵庫快適職場推進センターを中心に、快適職場環境の形成促進のため個別事業場に対するアドバイスをを行うこと。
- (5) 「兵庫快適職場・健康づくり推進大会」を支援すること。

5 事業者が実施する事項

- (1) 経営首脳による職場巡回を実施し、「快適職場指針」に基づく職場環境の見直し、快適職場推進計画の作成、推進計画の積極的な認定申請及び推進計画に基づく改善を行うこと。
- (2) 立て看板及びポスターを掲示すること。
- (3) 標語及び快適職場改善提案等を募集すること。
- (4) 「兵庫快適職場・健康づくり推進大会」及び上記関係労働災害防止団体等が実施する研修会やセミナー等の快適職場づくりのための行事に参加するほか、自主的な企画に努めること。

♡平成21年度 兵庫労働衛生行政運営方針のポイント ♡

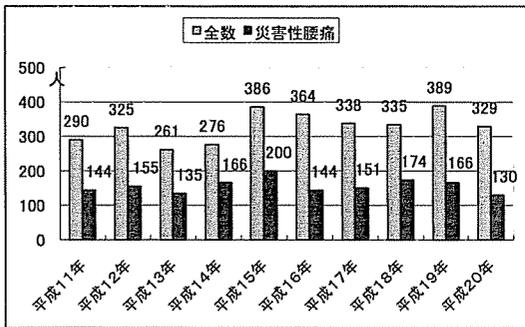
- (1) 石綿対策等職業性疾病の防止対策の推進及び石綿健康管理手帳等の普及促進
- (2) 産業保健、健康づくり及びメンタルヘルス対策の推進等による快適な職場づくり

★兵庫第11次労働災害防止5か年計画の推進(平成20年度～平成24年度)

労働衛生関係目標 労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における
有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること。

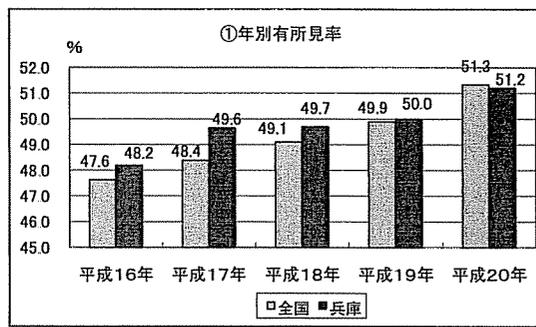
1. 兵庫県下における労働衛生の現状

【業務上疾病の推移】

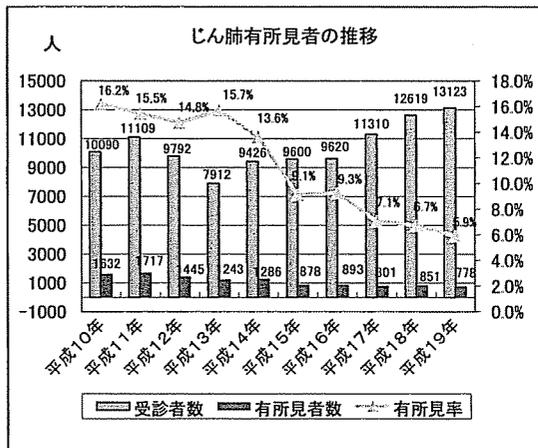


業務上疾病の数は、減少傾向にありましたが、平成15年からは300人をこえる水準となっています。

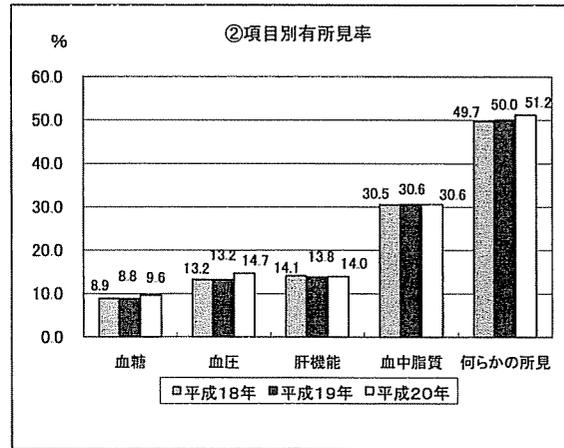
【定期健康診断による健康の状況】



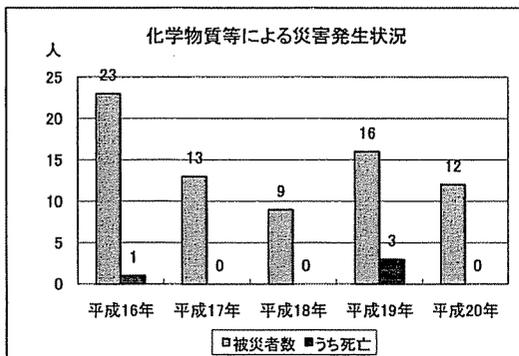
定期健康診断の有所見率は、年々増加しています。



過去10年間有所見率は減少傾向にあります。



脳、心臓疾患につながる4項目において有所見率はほぼ横ばいの傾向にあります。



第60回 全国労働衛生週間



10月1日～7日（準備期間 9月1日～30日）

平成21年度（2009年度）スローガン

トップが決意 みんながつくる 心の健康・明るい職場

趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年で第60回を迎えます。この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保等に大きな役割を果たしてきました。

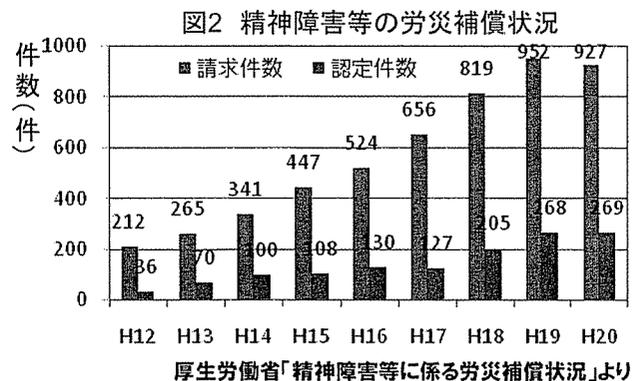
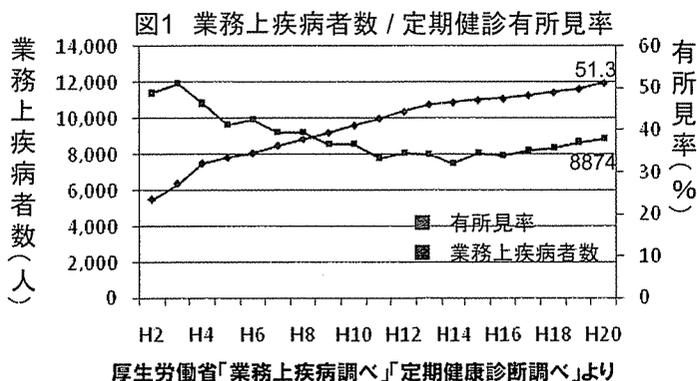
我が国における昨年の業務上疾病による被災者は8,874人であり、平成16年以降増加しています。また、一般定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は増加を続けており、平成20年は51.3%に上っています。さらに、仕事や職場生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合は約6割に上っています。

このような状況の下、第11次の労働災害防止計画の2年目として、労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること等を目標に、危険性又は有害性等の調査等の促進、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進、メンタルヘルス対策の推進、快適職場づくり対策の推進、粉じん障害の防止、化学物質による健康障害の防止等を重点対策とし、関係者が着実に取り組み、労働者の健康の確保及び快適職場の形成促進を図ることが必要です。

特に、メンタルヘルス対策については、仕事の質・量、職場の人間関係等の変化、労働者の孤立等により心の健康問題を抱える労働者の増加が危惧されていること等を背景に、より一層の対策の推進が必要ですが、このためには、企業や事業場のトップの強い決意とリーダーシップのもと、労働者、管理監督者、産業保健スタッフ等がそれぞれの役割と責任を認識し、組織的かつ積極的に取り組み、労働者の心の健康が確保された明るい職場をみんなで実現していくことが重要です。

このような観点から、本年度は、「**トップが決意 みんながつくる 心の健康・明るい職場**」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとします。

労働衛生の現状



主唱 厚生労働省 (<http://www.mhlw.go.jp>) 中央労働災害防止協会 (<http://www.jisha.or.jp>)

協賛 建設業/陸上貨物運送事業/港湾貨物運送事業/林業・木材製造業/鉱業/各労働災害防止協会

事業場の実施事項（抜粋）

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施してください。

(1) 本週間に実施する事項

- ア 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- イ 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ウ 労働衛生に関する展示会、講習会、研究会、討論会、見学会等の開催
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- カ 労働衛生に関する図画、作文、写真、標語等の掲示
- キ その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図る。

- ア 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
 - (ア) 企業及び事業者のトップによるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明
 - (イ) 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定
 - (ウ) セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケアの推進に関する教育研修・情報提供
 - (エ) 職場環境等の評価と改善、メンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
 - (オ) 自殺予防週間（9月10日～9月16日）等をとらえた職場における自殺対策への積極的な取組の実施
- イ 労働衛生管理体制の確立と労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化
- ウ 作業環境管理の推進
- エ 作業管理の推進
- オ 健康管理の推進
- カ 労働衛生教育の推進
- キ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- ク 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- ケ 粉じん障害防止対策の徹底
- コ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
- サ 電離放射線障害防止対策の徹底
- シ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- ス 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- セ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進
- ソ 化学物質の管理の推進
- タ 石綿障害予防対策の徹底
- チ 心とからだの健康づくり（THP）の継続的かつ計画的な実施のための体制の整備・充実
- ツ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- テ 職場における喫煙対策のためのガイドラインに沿った有効な喫煙室の設置等の対策の推進
- ト 職場における新型インフルエンザ等対策の徹底
- ナ 職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取組の促進
- ニ 職場におけるエイズ問題に関するガイドラインに基づくエイズ問題の自主的な取組
- ヌ その他

メンタルヘルス対策の推進

メンタルヘルス対策推進のため、是非ご活用ください。

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト

厚生労働省では、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトを開設します。

＜ポータルサイトの主な内容＞

- ・ストレスの程度、疲労の蓄積度を診断する自己診断チェックリスト
- ・メンタルヘルス対策推進のための支援等のご案内など

事業者、労働者等を対象にメンタルヘルス対策等の情報を掲載しますので、ご活用ください。

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト（10月1日開設予定） <http://kokoro.mhlw.go.jp/>

メンタルヘルス対策に係る自主点検票

中央労働災害防止協会では、各事業場におけるメンタルヘルス対策の実施状況を点検するためのツールとして、チェックリスト「メンタルヘルス対策に係る自主点検票（『事業者向け』又は『事業者、管理監督者・産業保健スタッフ向け』）」を作成しましたので、ご活用ください。

メンタルヘルス対策に係る自主点検票 http://www.iisha.or.jp/web_chk/mh/index.html